

改正後	改正前
<p><b>P1</b></p> <p>本県では、<u>令和2年3月</u>に策定した埼玉県地球温暖化対策実行計画（<u>第2期</u>）において、<u>2030年度</u>における埼玉県の温室効果ガス排出量を<u>2013年度比26%</u>削減するという目標を掲げている。</p> <p><u>また</u>、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画・実施状況報告書」等の作成・提出を義務付けている。</p> <p><u>さらに</u>、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度（以下「本制度」という。）を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携しながら運用を進めている。</p>	<p><b>P1</b></p> <p>本県では、平成21年2月に策定し、平成27年3月に改訂した埼玉県地球温暖化対策実行計画（「ストップ温暖化・埼玉ナビゲーション2050」）において、2020年における埼玉県の温室効果ガス排出量（需要側）を2005年比21%削減するという目標を掲げている。事業活動に伴う温室効果ガス排出量は県全体の約50%を占めており、産業・業務部門の効果的な削減対策の実施が重要である。</p> <p>このため、「埼玉県地球温暖化対策推進条例」（平成21年埼玉県条例第9号。以下「条例」という。）に基づき、温室効果ガスを多量に排出する事業者に対して、「地球温暖化対策計画・実施状況報告書」等の作成・提出を義務付けている。</p> <p>また、大規模な事業所における温室効果ガスの削減を進めるため、平成23年度から目標設定型排出量取引制度（以下「本制度」という。）を導入し、東京都の「総量削減義務と排出量取引制度」と連携しながら運用を進めている。</p>
<p><b>P2</b></p> <p>第1部は、本ガイドラインの概要、<u>位置づけ及び</u>県外クレジットの<u>考え方</u>について記載したものである。</p> <p>第2部は、県外クレジットの算定方法について具体的に示したものである。</p> <p>県外クレジットの算定に必要な<u>となる</u>、算定のフロー、算定・申請要件、基準排出量の設定、削減量の算定方法について順を追って記載している。</p>	<p><b>P2</b></p> <p>第1部は本ガイドラインの概要と本制度で対象とする削減量の定義を記載したものである。</p> <p>本ガイドラインの概要及び位置付け並びに県外クレジットの定義について記載している。</p> <p>第2部は、県外クレジットの算定方法について具体的に示したものである。</p> <p>県外クレジットの算定に必要な、算定のフロー、算定・申請要件、基準排出量の設定、削減量の算定方法について順を追って記載している。</p>
<p><b>P3～4</b></p> <p>指針別表第5 2(3)の規定並びに本ガイドラインで定めるところにより、県外クレジットを算定・申請する事業所（以下「県外大規模事業所」という。）は、次の要件を満たさなければならない。詳細は、第2部第2章を参照<u>とする</u>。</p>	<p><b>P3～4</b></p> <p>指針別表第5 2(3)の規定並びに本ガイドラインで定めるところにより、県外クレジットを算定・申請する事業所（以下「県外大規模事業所」という。）は、次の要件を満たさなければならない。詳細は、第2部第2章を参照。</p>

- ① 県外（日本国内に限る。）の事業所（発電所及び変電所※を除く。）であること。
- ② 1年間のエネルギー使用量が、原油換算で1,500kL以上であること。
- ③ 基準排出量が15万t-CO<sub>2</sub>以下であること。
- ④ 基準年度における地球温暖化対策の推進の程度が「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」（以下「適合認定ガイドライン」という。）に規定する基準に適合すること。
- ⑤ 当初申請時において計画されている目標設定ガス排出量削減対策（省エネ及び再エネ設備の導入による対策に限る。以下「設備導入対策」という。）の実施による推計削減率が基準年度より後の年度の対策で16%以上であり、かつ、削減量認定申請時において実際に実施された設備導入対策による推計削減率が16%以上であること。ただし、事業所の使用開始から起算して県外クレジット算定可能年度が4か年度以下の場合は6%、9か年度以下の場合は11%となる。
- ⑥ 東京都の事業所の場合、東京都総量削減義務と排出量取引制度（以下「東京都制度」という。）において、超過削減量を発行するために東京都への申請、届出等をしていないこと。
- ⑦ 埼玉県・東京都以外の事業所の場合、東京都制度において、都外クレジットの申請、届出等をしていないこと。

なお、排出量の削減の実績が削減目標量（第1削減計画期間開始年度から県外クレジットの算定が可能な事業所の場合、基準排出量×22%）を超えない限りは、県外クレジットは認定・発行されない。

P3（脚注）

※ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第9号に規定する一般送配電事業者及び同項第15号に規定する発電事業者の発電所及び変電所に限る。

P4～5

（1）発行可能量の上限（売り手側※の制限）

- ① 県外（日本国内に限る。）の事業所（発電所及び変電所※を除く。）であること。
- ② 1年間のエネルギー使用量が、原油換算で1,500kL以上であること。
- ③ 基準排出量が15万t-CO<sub>2</sub>以下であること。
- ④ 基準年度における地球温暖化対策の推進の程度が「基準排出量算定における実績排出量選択のための運用管理基準の適合認定ガイドライン」（以下「適合認定ガイドライン」という。）に規定する基準に適合すること。
- ⑤ 当初申請時において計画されている目標設定ガス排出量削減対策（省エネ設備の導入による対策に限る。以下「設備導入対策」という。）の実施による推計削減率が基準年度より後の年度の対策で11%以上であること、かつ、削減量認定申請時において実際に実施された設備導入対策による推計削減率が11%以上であること。ただし、事業所の使用開始から起算して県外クレジット算定可能年度が4か年度以下の場合は11%でなく6%となる。
- ⑥ 東京都の事業所の場合、東京都総量削減義務と排出量取引制度（以下「東京都制度」という。）において、超過削減量を発行するために東京都に申請、届出等をしていないこと。
- ⑦ 埼玉県・東京都以外の事業所の場合、東京都制度において、都外クレジットの申請、届出等をしていないこと。

なお、排出量の削減の実績が削減目標量（第1削減計画期間開始年度から県外クレジットの算定が可能な事業所の場合、基準排出量×15%）を超えない限りは、県外クレジットは認定・発行されない。

P3（脚注）

※ 電気事業法（昭和39年法律第170号）第2条第1項第2号に規定する一般電気事業者及び同項第8号に規定する特定規模電気事業者の発電所及び変電所に限る。

P4～5

（1）発行可能量の上限（売り手側※の制限）

県外クレジットは、県内大規模事業所における超過削減量と同様、削減対策によらずに排出量が大幅に減少した事業所が、過大な削減量売却益を得ることがないように、一定の上限を超えた削減量については認めない。また、延床面積の大幅な減少等があった場合には基準排出量を減少するなどの措置を用意する。

## (2) 充当可能量の上限（買い手側※の制限）

県外クレジットは、目標達成に無制限に充当できるものではなく、県内大規模事業所ごとに、第1区分の事業所（ビル等）は排出削減目標量の3分の1まで、第2区分の事業所（工場等）は排出削減目標量の2分の1までしか充当できない。

例えば、第2区分の事業所で基準排出量が1万 t-CO<sub>2</sub>（目標削減率 20%）の県内大規模事業所の場合、削減計画期間5年間合計の削減目標量は 10,000 t-CO<sub>2</sub>となるが、このとき当該事業所が目標達成に充当できる県外クレジットは、5,000 t-CO<sub>2</sub>が上限となる。

## (3) 発行・移転可能な制度

県外クレジットは、本制度でのみ発行や移転が可能である。東京都制度の口座に発行・移転することはできない。

また、県外クレジットの元となる削減量を東京都制度の超過削減量又は東京都外クレジットとして二重で利用することはできない。既に充当を行った県外クレジットの元となる削減量を東京都制度においてクレジット化し、削減義務の充当に利用した場合、埼玉県における充当は効力を失う。

P5

オ 埼玉県が県外クレジットを申請者の開設した一般管理口座に発行する。

P5

埼玉県から発行された県外クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の算定対象年度に応じて異なり、算定対象年度を含む削減計画

県外クレジットは、県内大規模事業所における超過削減量と同様、削減対策によらず排出量が大幅に減少した事業所が、過大な削減量売却益を得ることがないように、一定の上限を超えた削減量については認めない。また、延床面積の大幅な減少等があった場合には基準排出量を減少するなどの措置を用意する。

## (2) 充当可能量の上限（買い手側※の制限）

県外クレジットは、目標達成に無制限に充当できるものではなく、県内大規模事業所ごとに、第1区分の事業所（ビル等）は排出削減目標量の3分の1まで、第2区分の事業所（工場等）は排出削減目標量の2分の1までしか充当できない。

例えば、第2区分の事業所で基準排出量が1万 t-CO<sub>2</sub>（目標削減率 13%）の県内大規模事業所の場合、削減計画期間5年間合計の削減目標量は 6,500 t-CO<sub>2</sub>となるが、このとき当該事業所が目標達成に充当できる県外クレジットは、3,250 t-CO<sub>2</sub>が上限となる。

## (3) 発行・移転可能な制度

県外クレジットは、東京都制度の口座に発行・移転することはできない。

県外クレジットの元となる削減量を東京都制度の超過削減量又は東京都外クレジットとして二重で利用することはできない。既に充当を行った県外クレジットの元となる削減量を東京都制度においてクレジット化し、削減義務の充当に利用した場合、埼玉県における充当は効力を失う。

P5

オ 埼玉県が県外クレジットを発行する。

P5

埼玉県から発行された県外クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の算定対象年度に応じて異なる。具体的には、次のとおりとな

期間の翌削減計画期間まで利用することが可能である。

#### P6

県外クレジットの算定は、図1の手順で行う。削減量算定の基となる目標設定ガス（エネルギー起源 CO<sub>2</sub>）排出量の算定に当たっては、公正性、網羅性、正確性等を確保することが求められる。このため、「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドライン」（以下「エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドライン」という。）に記されたルールに従って算定を行う必要がある。エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドラインでは、公正性、網羅性を確保するため、公的届出資料を多く引用するとともに、ルールに則って算定されていることについて、埼玉県に登録のある検証機関（以下「検証機関」という。）による検証を行うこととなっている。

P6（図1）※省略

#### P7

##### （1）事業所範囲の特定

まず、事業所の規模等を確認するための前提として、県外クレジットを算定する単位となる事業所範囲を特定する。

事業所範囲のとらえ方は、県内大規模事業所と同様である。建物又は施設を基本としつつ、次の2点を踏まえて決定される。

#### P7

##### （2）排出活動・燃料等使用量監視点の特定

県外大規模事業所の目標設定ガス排出量を算定するため、（1）に基づき事業所範囲における排出活動及び燃料等使用量監視点を特定する。

る。

・平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までの削減量

第2削減計画期間（平成27（2015）年度から平成31（2019）年度）及び第3削減計画期間（平成32（2020）年度から平成36（2024）年度）で利用可能

#### P6

県外クレジットの算定は、図1の手順で行う。削減量算定の基となる目標設定ガス（エネルギー起源 CO<sub>2</sub>）排出量の算定に当たっては、公正性、網羅性、正確性等を確保することが求められる。このため、「地球温暖化対策計画制度及び目標設定型排出量取引制度におけるエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドライン」（以下「エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドライン」という。）に記されたルールに従って算定を行う必要がある。エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドラインでは、公正性、網羅性を確保するため、公的届出資料を多く引用するとともに、間違いなくルールに則って算定されているかについて、把握した資料を用いた第三者による検証も行うこととなっている。

P6（図1）※省略

#### P7

##### （1）事業所範囲の特定

まず、事業所の規模等を確認するための前提として、県外クレジットを算定する単位となる事業所範囲を特定する。

事業所範囲のとらえ方は、県内大規模事業所と同様である。建物又は施設を基本としつつ、次の点を踏まえて決定される。

#### P7

##### （2）排出活動・燃料等使用量監視点の特定

県外大規模事業所の目標設定ガス排出量を算定するため、（1）で特定した事業所範囲における排出活動及び燃料等使用量監視点を特定する。

<p>P7</p> <p>詳細は、<u>エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドライン</u>を参照<u>とする</u>。</p>	<p>P7</p> <p>詳細はエネルギー起源 CO<sub>2</sub>排出量算定ガイドラインを参照。</p>
<p>P8</p> <p>(1) 直近3か年度の原油換算エネルギー使用量の算定</p> <p>県外クレジットを算定するためには、<u>次</u>の3か年度における県外大規模事業所の原油換算エネルギー使用量がいずれも 1,500kL 以上であることが必要である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・直近3か年度（県外クレジットの算定を開始する年度の前年度までの3か年度）</li> <li>・ただし、年度の途中から県外大規模事業所の使用が開始された場合にあつては、その使用が開始された年度は3か年度に含めない。</li> </ul>	<p>P8</p> <p>(1) 直近3か年度の原油換算エネルギー使用量の算定</p> <p>県外クレジットを算定するためには、直近の3か年度（県外クレジットの算定を開始する年度の前年度までの3か年度）における県外大規模事業所の原油換算エネルギー使用量がいずれも 1,500kL 以上であることが必要である。</p> <p>ただし、年度の途中から県外大規模事業所の使用が開始された場合にあつては、その使用が開始された年度は3か年度に含めない。</p>
<p>P8</p> <p>詳細は、<u>エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドライン</u>を参照<u>とする</u>。</p>	<p>P8</p> <p>詳細はエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドラインを参照。</p>
<p>P8</p> <p><u>対象とする</u> 県外大規模事業所において</p>	<p>P8</p> <p>県外大規模事業所において</p>
<p>P8～9</p> <p>(2) 対策の計画及び推計削減量の算定</p> <p>県外クレジットの認定を申請するためには、<u>対象とする</u> 県外大規模事業所において当初申請時において計画されている（又は基準年度より後の年度において既に実施された）設備導入対策の実施による推計削減率が <u>16%以上</u>であり、かつ、削減量認定申請時において基準年度より後に実際に実施された設備導入対策による推計削減率が <u>16%以上</u>でなければならない。ただし、事業所の使用開始から起算して県外クレジット算定可能年度が4か年度以下の場合、当初申請時及び削減量認定申請時の推計削減量は、<u>16%でなく6%、9か年度以下の場合には11%</u>となる。</p>	<p>P8～9</p> <p>(2) 対策の計画及び推計削減量の算定</p> <p>県外クレジットの認定を申請するためには、県外大規模事業所において当初申請時において計画されている（又は基準年度より後の年度において既に実施された）設備導入対策の実施による推計削減率が 11%以上であり、かつ、削減量認定申請時において基準年度より後に実際に実施された設備導入対策による推計削減率が 11%以上でなければならない。ただし、事業所の使用開始から起算して県外クレジット算定可能年度が4か年度以下の場合、当初申請時及び削減量認定申請時の推計削減量は、11%でなく6%となる。</p>
<p>P9</p> <p>推計削減率の算定の手順としては、<u>(ア)～(ウ)</u></p>	<p>P9</p> <p>推計削減率の算定の手順としては、まず、県外</p>

の次のとおりである。

(ア) まず、県外大規模事業所において、基準年度より後の年度に実施する、又は実施した設備導入対策を、実施済みのもの、今後実施予定のものを含めて一覧にする。例えば、令和2（2020）年度に申請する場合において、基準年度を平成14年度から平成16年度としたときには、平成17（2005）年度から令和元（2019）年度までに実施した設備導入対策及び令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までに実施した又は実施予定の設備導入対策を挙げる。

なお、設備導入対策に係る工事等において、しゅん工（完了）した日に属する年度を実施した年度とする。

(イ) 次に、一覧に挙げた設備導入対策ごとに、基本的に次の式により、年度ごとの推計削減量を計算する。

P9

※ 事業活動の状況1及び事業活動の状況2については、事業活動の変動による推計削減量への影響を排除するため、対策実施前及び対策実施後の算定のいずれにおいても、対策実施前の値を用いる。なお、再エネ設備の導入対策については、設備ごとに適切な式を用いて算定を行うこと。

P10

(ウ) 最後に、

P10（推計削減率算定の例）※省略

P11

推計削減率の算定の手順は、基本的に当初申請時と同様であるが、当初申請時に計画した設備導入対策のうち実際に実施したものについては、当初申請時の計算方法の設備の出力・効率等や対策実施の規模に対応する実績値を用いて削減量を算出するものとする。ただし、事業活動の状況については、対策実施前の値を用いる。

当初申請時に計画していない設備導入対策については、9ページア(イ)の基本算定式を用い

大規模事業所において、基準年度より後の年度に実施する、又は実施した設備導入対策を、実施済みのもの、今後実施予定のものを含めて一覧にする。

例えば、平成27（2015）年度に申請する場合において、基準年度を平成14年度から平成16年度としたときには、平成17（2005）年度から平成26（2014）年度までに実施した設備導入対策及び平成27（2015）年度から平成31（2019）年度までに実施した又は実施する予定の設備導入対策を挙げる。

なお、設備導入対策に係る工事等において、しゅん工（完了）した日に属する年度を実施した年度とする。

次に、一覧に挙げた設備導入対策ごとに、基本的に次の式により、年度ごとの推計削減量を計算する。

P9

※ 事業活動の状況1及び事業活動の状況2については、事業活動の変動の推計削減量への影響を排除するため、対策実施前及び対策実施後の算定のいずれにおいても、対策実施前の値を用いる。

P10

最後に、

P10（推計削減率算定の例）※省略

P11

推計削減率の算定の手順は、基本的に当初申請時と同様であるが、当初申請時に計画した設備導入対策のうち実際に実施したものについては、当初申請時の計算方法の設備の出力・効率等や対策実施の規模に実績値をあてはめて削減量を算出するものとする。ただし、事業活動の状況については、対策実施前の値を用いる。

当初申請時に計画していない設備導入対策については、9ページの基本算定式を用いて新たに

<p>て新たに削減量を算出する。</p> <p><b>P12</b> 第2章で説明した算定・申請の要件を満足した県外大規模事業所に<u>お</u>いて、県外クレジットを算定する方法について、本章で説明する。</p> <p><b>P12 (1 削減量の基本算定式) ※省略</b></p> <p><b>P12 (図2) ※省略</b></p> <p><b>P14</b> <u>なお</u>、詳細は、<u>エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドラインを参照とする。</u></p> <p><b>P14</b> <b>3 目標設定ガス排出量の算定</b> 削減量算定期間の各年度について、目標設定ガス排出量を算定する。把握・算定の方法は県内大規模事業所と同様である。詳細はエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドラインを参照<u>とする。</u> ただし、都市ガスの単位発熱量は、都市ガス事業者ごとに異なるため、各地域の都市ガス事業者が供給する都市ガスの当該年度の単位発熱量を使用する。 都市ガスの使用量について、県外の都市ガス事業者から供給を受けている場合は、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドラインに従い、標準状態へ換算した後の値を使用する。また、この場合、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定資料(エクセル)における燃料等の種類としては「その他燃料」を選択し、記入すること。 なお、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドラインの<u>第2部第4章(1)から(2)に規定する事業所範囲の変更、及び第2部第6章1(3)から(7)に規定する算定方法は適用しない。</u></p> <p><b>P14</b> <b>4 県外削減目標率</b> 県外削減目標率は、<u>22%</u>とする。ただし、事業所の使用開始から起算して県外クレジット</p>	<p>削減量を算出する。</p> <p><b>P12</b> 第2章で説明した算定・申請の要件を満足した県外大規模事業所について、県外クレジットを算定する方法について、本章で説明する。</p> <p><b>P12 (1 削減量の基本算定式) ※省略</b></p> <p><b>P12 (図2) ※省略</b></p> <p><b>P13</b> 詳細はエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドラインを参照のこと。</p> <p><b>P13</b> <b>3 目標設定ガス排出量</b> 削減量算定期間の各年度について、目標設定ガス排出量を算定する。把握・算定の方法は県内大規模事業所と同様である。詳細はエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドラインを参照。 ただし、都市ガスの単位発熱量は、都市ガス事業者ごとに異なるため、各地域の都市ガス事業者が供給する都市ガスの当該年度の単位発熱量を使用する。 都市ガスの使用量について、県外の都市ガス事業者から供給を受けている場合は、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドラインに従い、標準状態へ換算した後の値を使用する。 また、この場合、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定資料(エクセル)における燃料等の種類としては「その他燃料」を選択し、記入すること。 なお、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定ガイドラインの第2部第6章1(3)から(6)に規定する算定方法は適用しない。</p> <p><b>P13</b> <b>4 県外削減目標率</b> 県外削減目標率は、15%とする。ただし、事業所の使用開始から起算して県外クレジット</p>
--	---

算定可能年度が4か年度以下の場合には8%、9か年度以下の場合には15%とする。

なお、県外削減目標率は、県内大規模事業所における目標削減率に相当するものであるが、県内大規模事業所における用途等の区分による目標削減率の設定及び目標削減率の軽減措置（トップレベル事業所の仕組み等）は、適用されない。

#### P15

なお、県内大規模事業所については、削減期間が終了していても一定の条件の下に超過削減量を年度ごとに発行できる仕組みがあるが、県外クレジットについてはこの仕組みは適用されないため、削減量算定期間が終了しなければ県外クレジットは発行されない。

#### P17

当初申請は、「県外クレジット算定方法等申請書」により、県外クレジットの算定開始年度が令和2（2020）年度の場合にあつては令和3（2021）年9月末日までに、令和3（2021）年度以降の場合にあつては算定開始年度の9月末日までに行わなければならない。

なお、算定開始年度は、第2部第3章5（2）のとおり定まる年度であり、事業者が自由に選択できるものではない。

したがって、算定開始年度が令和2（2020）年度となる既存の県外大規模事業所が、令和3（2021）年9月末日までの申請を行わなかった場合には、県外クレジットの発行を受けることはできなくなる。

算定開始年度が令和2（2020）年度の場合における当初申請及び削減量算定報告の一般的なタイムスケジュールは図4に示すとおりである。

P17（図4）※省略

#### P18、22

基準排出量又は算定終了年度を変更すべき「状況の変更」があつた場合には、

算定可能年度が4か年度以下の場合には8%。

なお、県外削減目標率は、県内大規模事業所における目標削減率に相当するものであるが、県内大規模事業所における用途等の区分による目標削減率の設定及び目標削減率の軽減措置（トップレベル事業所の仕組み）は、適用されない。

#### P15

なお、県内大規模事業所については、目標達成期間が終了していても一定の条件の下に超過削減量を年度ごとに発行できる仕組みがあるが、県外クレジットについてはこの仕組みは適用されないため、削減量算定期間が終了しなければ県外クレジットは発行されない。

#### P17

当初申請は、「県外クレジット算定方法等申請書」により、県外クレジットの算定開始年度が平成27（2015）年度の場合にあつては平成28（2016）年9月末日までに、平成28（2016）年度以降の場合にあつては算定開始年度の9月末日までに行わなければならない。

なお、算定開始年度は、第2部第3章5（2）のとおり定まる年度であり、事業者が自由に選択できるものではない。

したがって、算定開始年度が平成27（2015）年度となる既存の県外大規模事業所が、平成28（2016）年9月末日までの申請を行わなかった場合には、県外クレジットの発行を受けることはできなくなる。

算定開始年度が平成27（2015）年度の場合における当初申請及び削減量算定報告の一般的なタイムスケジュールは図4に示すとおりである。

P17（図4）※省略

#### P18、22

基準排出量又は算定終了年度を変更すべき状況の変更があつた場合には、



<p>P19</p> <p>申請者の要件としては、次のいずれかの者とする。</p>	<p>P19</p> <p>申請者になれる者は、次のいずれかの者とする。</p>
<p>P19</p> <p>申請者は、県外大規模事業所について、事業所範囲及び燃料等使用量監視点の設定や算定・申請要件の確認を行い、基準排出量を算定し、次の書類を作成する。</p>	<p>P19</p> <p>申請者は、県外大規模事業所について、事業所範囲及び燃料等使用量監視点の設定、算定・申請要件の確認並びに基準排出量の算定を行い、次の書類を作成する。</p>
<p>P19</p> <p>また、④の運用管理報告書については、「適合認定ガイドライン」を参照すること。</p>	<p>P19</p> <p>また、④の運用管理報告書については、「適合認定ガイドライン」を参照。</p>
<p>P20</p> <p>(3) 計画されている（又は基準年度より後の年度において既に実施された）設備導入対策の推計削減率が適切に算定されており、かつ、推計削減率が <u>16%</u>以上となっているか</p>	<p>P20</p> <p>(3) 計画されている（又は基準年度より後の年度において既に実施された）設備導入対策の推計削減率が適切に算定されており、かつ、推計削減率が <u>11%</u>以上となっているか</p>
<p>P20</p> <p><b>4 提出書類</b></p> <p>申請者は、県外クレジットの算定開始年度（算定開始年度が令和2（2020）年度までの場合にあつては令和3（2021）年度）の9月末日までに、埼玉県へ次の書類を提出しなければならない。</p>	<p>P20</p> <p><b>4 提出書類</b></p> <p>申請者は、県外クレジットの算定開始年度（算定開始年度が平成27（2015）年度の場合にあつては平成28（2016）年度）の9月末日までに、埼玉県へ次の書類を提出しなければならない。</p>
<p>P21</p> <p>②及び③については、第1計画期間に属する年度であっても第2計画期間の排出係数を用いて算定すること。<u>第2計画期間以降の年度は、目標設定ガス排出量算定年度が属する計画期間の排出係数を用いて算定すること。</u></p>	<p>P20</p> <p>②及び③については、第1計画期間に属する年度であっても第2計画期間の排出係数を用いて算定すること。</p>
<p>P21</p> <p><b>5 埼玉県の確認及び認定の通知</b></p> <p>埼玉県は、県外クレジット算定方法等申請書の内容について、次の点を、検証結果報告書も踏まえて確認し、県外クレジット算定方法等の認定を行う。</p>	<p>P21</p> <p><b>5 埼玉県の確認及び認定の通知</b></p> <p>埼玉県は、県外クレジット算定方法等申請書の内容について、次の点を、検証結果報告書も踏まえて確認し、県外クレジット算定方法の適切性を認定する。</p>
<p>P21</p> <p>(4) 計画されている（又は基準年度より後の年</p>	<p>P21</p> <p>(4) 計画されている（又は基準年度より後の年</p>

度において既に実施された) 設備導入対策の推計削減率が適切に算定されており、かつ、推計削減率が 16%以上となっているか

P22

「エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 算定ガイドライン」に従い作成を行う。

P22

(詳細は、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 算定ガイドラインを参照すること。)

P24

「状況の変更」

P24

「エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 算定ガイドライン」に従い作成を行う。

P25

(詳細は、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 算定ガイドラインを参照とする。)

P25

④の検証結果報告書については、事業者が作成した②、③及び毎年度の報告時に申請者が作成したエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定資料に対して検証を実施した登録検証機関が発行するものである。

検証により過年度に報告したエネルギー起源 CO<sub>2</sub> 排出量算定資料を修正した場合は、当該算定資料を再提出すること。

P27

削減計画期間

P27

なお、第2削減計画期間に県外クレジットの削減量を認定された事業所における、当該削減量に対する第3削減計画期間へのバンキング量の操作は行わない。

度において既に実施された) 設備導入対策の推計削減率が適切に算定されており、かつ、推計削減率が 11%以上となっているか

P22

「エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 算定ガイドライン」に従い作成すること。

P22

(詳細は、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 算定ガイドラインを参照。)

P24

状況の変更

P24

「エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 算定ガイドライン」に従い作成すること。

P25

(詳細は、エネルギー起源 CO<sub>2</sub> 算定ガイドラインを参照。)

P25

④の検証結果報告書については、事業者が作成した②及び③に対して検証を実施した登録検証機関が発行するものである。

P26

計画期間

P26

(新規)

P28

埼玉県から発行された県外クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の算定対象年度に応じて異なり、算定対象年度を含む削減計画期間の翌削減計画期間まで利用することが可能である（充当手続は、各削減計画期間の整理期間（削減計画期間の終了年度の翌年度の9月末）終了時まで可能）。

P27

埼玉県から発行された県外クレジットを利用できる期間は、認定を受けた削減量の算定対象年度に応じて異なる。具体的には、次のとおりとなる。

・第1削減計画期間（平成 23～26（2010～2014）年度）の削減量

第1削減計画期間及び第2削減計画期間（平成 27～31（2015～2019）年度）の削減目標の達成に利用可能

（充当手続は、整理期間終了時（平成 33（2021）年9月末）まで可能）

・第2削減計画期間（平成 27～31（2015～2019）年度）の削減量

第2削減計画期間及び第3削減計画期間（平成 32～36（2020～2024）年度）の削減目標の達成に利用可能

（充当手続は、整理期間終了時（平成 38（2026）年9月末）まで可能）